

パラグアイの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

パラグアイ共和国（スペイン語では「República del Paraguay」。英語では「Republic of Paraguay」。以下「パラグアイ」²という）は、南米大陸のほぼ中央部に位置する内陸国であり、東側はブラジル、南西側はアルゼンチン、北西側はボリビアに隣接する立憲共和制国家である。

パラグアイは、日本から見ると、ほぼ地球の反対側にあり、時差は12時間である。国土は日本の約1.1倍、人口は約680万人であり、国民の約85%はメスティーソ（先住民と白人との混血）である。首都はアスンシオン、公用語はスペイン語及びグアラニー語、通貨の単位はグアラニーである。産業としては、従来より、農牧畜業が盛んである³が、近時は、水力発電所による豊富な電力や安価な労働力等を背景として、自動車部品、造船等の分野で外国企業の進出が増加している。

現在のパラグアイのある地域には、先住民（グアラニー人）が居住していたが、1537年にスペインの探検隊によりアスンシオンが建設され、スペイン領となった。1617年にはアスンシオンを中心とする総督領となり、その後、リオ＝デ＝ラ＝プラタ総督領とトゥクマン総督領への分離を経て、1776年にラ＝プラタ副王領に併合された。

1811年、パラグアイは、南米初の共和国として、スペインからの独立を宣言した。しかし、1864年から1870年までのアルゼンチン、ブラジル及びウルグアイとの三国同盟戦争で敗戦し、領土の4分の1を失い、人口も半分以下に激減した。さらに、1932年から1935年までのボリビアとのチャコ戦争（チャコ地方北部の領有権をめぐる戦争）も、パラグアイは戦争には勝利したが、大きな経済的打撃を被った。

1954年のクーデターで誕生したストロエスネル政権は、反体制派を国外に追放する等、独裁支配体制を敷いたが、35年間に及んだ同政権は、1989年のクーデターで崩壊した。1993

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 「パラグアイ」という国名の由来については諸説あるが、先住民族であるグアラニー族の言葉で、「大きな川」を意味するという説等がある。

³ とくに、日本人移住者により栽培が推進された大豆は、その後、パラグアイの主要輸出作物の一つとなった。

年の大統領選挙で当選したワスモシ政権により、パラグアイは民政に移管した⁴。

パラグアイは、アルゼンチンとブラジルという大国に挟まれた小国であるため、前述したように、歴史的には、両国に翻弄された苦い経験を有するが、経済的にみれば、パラグアイがアルゼンチンとブラジルという大国に隣接していることは、大きなメリットであるともいえる。また、パラグアイは、南米諸国の中で唯一、中華民国（台湾）との間で国交を有している。

パラグアイは、南米の他の諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、南米南部共同市場（メルコスール。スペイン語では「MERCOSUR」）は、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995年に発足した⁵。現在の加盟国は、パラグアイのほか、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、ベネズエラ及びボリビアの6か国であり、準加盟国は、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、ペルー及びスリナムの6か国である。

パラグアイの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。パラグアイは歴史的にスペインとの繋がりが深く、また、公用語はスペイン語であることから、パラグアイの法制度は多くの点で、スペインの法制度⁶の影響を受けているほか、アルゼンチンやブラジル等の周辺諸国や他の欧州諸国等の法制度の影響を受けている。

II 憲法

1 総説

パラグアイの憲法は、過去に、1844年、1870年、1940年、1967年及び1992年に制定された。この最後の1992年に制定された憲法が、現行憲法である。現行のパラグアイ憲法は、全291か条からなる（経過規定を除く）。

パラグアイ憲法の主な体系は、表1のとおりである⁷。

表1：パラグアイ憲法の主な体系

⁴ 本稿におけるパラグアイの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2018年版』（二宮書店、2018年）448頁等を参照した。

⁵ パラグアイは、2012年6月、議会によるルゴ大統領に対する弾劾手続の際に、ルゴ大統領に十分な抗弁の機会が与えられなかったことを理由に、メルコスールを資格停止処分となっていたが、2013年8月、メルコスールに復帰した。

⁶ スペインの法制度の概要については、遠藤誠著「世界の法制度〔欧州編〕第4回 スペイン」(『国際商事法務 Vol.41, No.1』(国際商事法研究所、2013年)所収)を参照されたい。

⁷ パラグアイ憲法の英語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/Paraguay_2011.pdf

また、パラグアイ憲法の日本語訳（但し、第101条まで）は、相澤正雄・青砥清一監訳・編集『対訳 パラグアイ共和国憲法典 改訂版』（2007年）に掲載されている。

前文				
第1部 権利、義務及び保障の基本宣言	第1編 基本宣言			
	第2編 権利・義務及び保障	第1章 生命及び環境	第1節 生命、第2節 環境	
		第2章 自由		
		第3章 平等		
		第4章 家族の権利		
		第5章 先住民		
		第6章 健康		
		第7章 教育及び文化		
		第8章 労働	第1節 労働の権利、第2節 公務	
		第9章 経済的権利及び農業改革	第1節 経済的権利、第2節 農業改革	
		第10章 政治的権利及び義務		
		第11章 義務		
		第12章 憲法保障		
第2部 共和国の政治秩序	第1編 国民及び国家	第1章 総則		
		第2章 国際関係		
		第3章 国籍及び市民権		
		第4章 共和国の領土	第1節 総則、第2節 県、第3節 地方自治体	
		第5章 公権力		
		第6章 国家経済政策	第1節 国家経済発展、第2節 財政機関	
	第2編 国家機関の構造	第1章 立法権	第1節 総則、第2節 法の制定及び可決、第3節 議会の常任委員会、第4節 下院、第5節 上院、第6節 弾劾裁判	
			第2章 行政権	第1節 共和国大統領及び副大統領、第2節 大臣及び閣僚評議会 第3節 共和国の法務長官
		第3章 司法権		第1節 総則、第2節 司法最高裁

		判所、第 3 節 裁判官評議会、第 4 節 検察庁、第 5 節 選挙裁判所
	第 4 章 他の国家機関	第 1 節 人民擁護官、第 2 節 共和国の会計検査院、第 3 節 共和国の中央銀行
	第 3 編 国家非常事態	
	第 4 編 憲法の改革及び改正	
	第 5 編 最終及び経過規定	

2 統治機構

(1) 立法府

パラグアイの立法府は、下院及び上院の二院制が採用されている。下院議員及び上院議員の任期は、いずれも 5 年であり、再任も認められる。下院議員及び上院議員の選挙と、大統領及び副大統領の選挙は、同日に実施される。下院議員又は上院議員になろうとする者は、①生来のパラグアイ国籍保有者であること、②25 歳以上であることという要件を満たさなければならない。

選挙では、下院議員は 80 名、上院議員は 45 名が選出される。下院及び上院を合わせて両院総会が構成される。また、下院及び上院の両方又は一方に委員会が設置される。

議会の職責としては、①憲法及び法律を遵守すること、②憲法及び法律を改正又は廃止すること、③税務に関して立法を行うこと、④国家予算を毎年承認すること、⑤行政府が締結した条約その他の国際協定を批准又は拒否すること、⑥融資契約を承認又は拒否すること、⑦共和国大統領及び副大統領等による憲法上の誓約を受けること、⑧共和国大統領から年 1 回、国の一般的状況、行政及び政府計画に関する報告を受けること、⑨共和国大統領又は副大統領の辞表を受領又は拒絶すること、⑩恩赦を与えること等がある。

(2) 行政府

パラグアイの大統領は、国家元首であるとともに、行政府の長として政府を代表する役割を有する。大統領の任期は 5 年であり、副大統領とともに直接選挙によって選出される。大統領及び副大統領の再任は、禁止されている。大統領になろうとする者は、①生来のパラグアイ国籍保有者であること、②35 歳以上であること、③完全な市民権及び政治的権利の行使を認められていることという要件を満たさなければならない。

大統領の責務としては、①国を代表し、国の一般行政を指導すること、②憲法と法律を

遵守し、執行すること、③憲法に従って法律の制定に関与し、公布し、その執行を確実にすること、④議会が承認した法律の全部又は一部を拒否すること、⑤閣僚等を任命又は罷免すること、⑥共和国の国際関係を処理すること、⑦各会期の開始時に、議会に対し、政府の活動、共和国の一般的状況、将来の政府計画を説明すること、⑧軍の最高司令官となること、⑨議会に法案を提出すること等がある。

副大統領は、大統領が一時的又は永続的に職務を遂行できなくなった全ての場合に、大統領の職務を代行する。

なお、パラグアイでは、首相は存在せず、大統領が閣議を主宰する。

(3) 司法府

最上級司法裁判所であり終審裁判所である最高裁判所は、9名の最高裁判所裁判官から構成される。そのうち3名ずつが、憲法部、民商事部、刑事部を構成する。最高裁判所裁判官となるには、①生来のパラグアイ人であること、②35歳以上であること、③法学士の学位を有すること、④厚い信望を有すること、⑤裁判官又は大学教授等としての10年以上の経験を有することという要件を満たさなければならない。最高裁判所裁判官は、弾劾手続によるか、75歳の定年に達しない限り、罷免されない。

裁判官評議会は、最高裁判所裁判官の3倍の人数の候補者の名簿を作成し、行政府の同意を得て、上院が指名する。裁判官評議会は、①最高裁判所から指名された者1名、②行政権の代表者1名、③下院及び上院から指名された者1名ずつ、④同僚による直接選挙により任命された登録弁護士2名、⑤同僚により選挙された国立大学教授1名、⑥同僚により選挙され、20年以上の経験を有する私立大学教授1名から構成される。

パラグアイでは、違憲審査権は、最高裁判所のみが付与されている。最高裁判所による違憲審査は、具体的事件を前提とする付随的審査であり、①訴えによる違憲審査、②抗弁による違憲審査、③最高裁の職権による違憲宣言、及び④憲法諮問の4種類に区分されるが、上記①及び②は権利を侵害された当事者により提起され、上記③及び④は裁判官の職権により行われる。裁判所がある法令を違憲と判断したとしても、その違憲判決の効力は当該訴訟事件についてのみ及ぶ（個別的効力）だけであり、当該法律が一般的に無効となる（一般的効力）わけではない⁸。

3 人権

パラグアイ憲法の「第1部 権利、義務及び保障の基本宣言」(第1条～第136条)には、詳細な人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、パラグアイ憲法においても、同様に保障されているといえる。

⁸ 佐藤美由紀著「パラグアイの違憲審査制」(『杏林社会科学研究 第29巻第3号』(杏林大学社会科学学会、2013年)所収)83頁。

パラグアイ憲法の中で特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①生命権は、受胎の時から保護される（4条）。
- ②死刑は、廃止されている（4条）。
- ③集団虐殺、拷問、政治的理由による誘拐及び殺人は、時効にかからない（5条）。
- ④環境権及び環境保護（有害廃棄物の国内への輸入禁止等）について明文で規定されている（7条、8条）。
- ⑤核兵器、化学兵器、生物兵器の製造、組立、輸入、商業化、所有又は使用は、明文で禁止されている（8条）。
- ⑥被告人が行った違法行為又は不名誉な行為は、その親族又は近親者に影響を与えない（18条2項）。
- ⑦財産没収及び国外追放の刑罰は、禁止されている（20条2項）。
- ⑧マスメディアによる報道に関する諸規定が置かれている（27条～31条）。
- ⑨政治的理由や信条等のために迫害された者に対する庇護権について、明文で規定されている（43条）。
- ⑩子どもの権利について、比較的詳細な規定が置かれている（53条～54条）。
- ⑪高齢者の権利について、明文規定が置かれている（57条）。
- ⑫障害者の権利について、明文規定が置かれている（58条）。
- ⑬先住民の権利について、比較的詳細な規定が置かれている（62条～67条）。
- ⑭麻薬取引・麻薬中毒の防止等について、明文規定が置かれている（71条）。
- ⑮食品、化学品、医薬品及び生化学品の品質管理等について、明文規定が置かれている（72条）。
- ⑯著作者及び発明者等の独占権が法律により保護される旨の明文規定が置かれている（110条）。
- ⑰兵役の義務について、明文規定が置かれている（129条）。

4 法令及び判決例

パラグアイの主な法源は、憲法、条約、制定法、政令、規則等である。パラグアイの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。

パラグアイの裁判所における訴訟では、判例も、重要な役割を果たしている。「司法組織法」によると、裁判官は、判決を下すにあたり、判例に従わなければならないと規定されている⁹。

III 民商法

⁹ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Paraguay1.html>

1 1985 年民法典

パラグアイの 1876 年民法典は、アルゼンチンの 1869 年民法典を採用したものであり、また、パラグアイの 1891 年商法典は、アルゼンチンの 1889 年商法典をほぼそのまま継受したものであった。その後、民商二法を統一した 1985 年民法典が採択・公布され、1987 年 1 月 1 日から公布された（同時に、旧民法典及び旧商法典は廃止された）¹⁰。

全 2815 か条からなるパラグアイ民法典の主な体系は、表 2 のとおりである¹¹。

表 2：パラグアイ民法典の主な体系

	序章 総則的諸規定	
第 1 編 人及び家族 の諸関係に おける人的 諸権利	第 1 章 自然人	総則、能力及び事実上の無能力、人の名前、住所、死亡宣告及び死亡推定、禁治産及び無能力
	第 2 章 法人	総則、公益の認可社団、制限能力付の登録社団、財団
	第 3 章 家族の諸関係における人的諸権利	婚姻、夫婦、婚姻締結の能力、事前手続並びに婚姻の挙行及び証明、夫婦の権利及び義務、婚姻の解消、別居、婚姻の無効、夫婦財産制度、事実上の結合、親子関係、親族及び扶養の義務、財産管理
第 2 編 法律事実及 び行為並び に債権	第 1 章 法律事実及び行為	事実一般、法律行為一般、権利の行使及び証明
	第 2 章 債務	債務一般、目的及び主体に関する債務、債務の譲渡、債務の消滅、消滅時効
第 3 編 契約及び債 務のその他 の原因	第 1 章 契約一般	共通規定、当事者の同意又は合意、契約の目的、形式及び証明、契約の解釈、契約の効果及び消滅、第三者のため又は第三者の負担における契約
	第 2 章 各種の契約	売買、交換、賃貸借、役務契約、工事契約、出版契約、委任、運送契約、問屋契約、仲立契約、会社、贈与、寄託、使用貸借、消費貸借、為替手形、交互計算、銀行契約、終身定期金、射倖、保証、和解契約、使用証券、保険契約、再保険、小切手
	第 3 章 追奪及び売買契約の取消	追奪、売買契約取消の瑕疵

¹⁰ 中川和彦著「パラグアイ国一九八五年市民法典の成立」(『成城法学 第 27 号』(成城大学法学会、1988 年) 所収) 58～60 頁。

¹¹ 中川・前掲書 63～73 頁を参照。

	第4章 一方的約束	
	第5章 事務管理	
	第6章 不当利得及び非債弁済	
	第7章 留置権	
	第8章 民事責任	自己の行為による責任、他人の行為による責任、無過失責任、損害の査定及び賠償、民事訴権の行使及び刑事訴権との連結
第4編 物権又は物上権	第1章 物及び財物	それ自体が判断される物、帰属する者との関係の物
	第2章 占有	総則、占有の取得及び喪失、占有の固有の義務及び権利、占有訴権及び占有保全
	第3章 所有権	総則、私的不動産所有権、動産所有権の取得及び喪失
	第4章 家族財産	
	第5章 共同所有	総則、共有物の管理、強制的不可分、境界の混同による共同所有
	第6章 建物の区分所有	総則、建物の管理
	第7章 可分所有	
	第8章 著作権	
	第9章 他人物の上の物権	地役権、用益権、使用及び居住権、質権、抵当権
	第10章 物権的訴権	回復請求権、確認請求権、妨害排除請求権
第5編 死亡による相続	第1章 相続権	
	第2章 相続権の保護、確認及び行使	
	第3章 複数の相続人	
	第4章 相続人の不存在	
	第5章 無遺言相続	
	第6章 遺言相続	
経過規定		

2 会社の設立

パラグアイの民商法は、いくつかの種類会社について規定しているが、パラグアイに投資しようとする外国企業は、パラグアイに子会社たる現地法人を設立するか、又は外国企業の支店を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するパラグアイ法人である。これに対し、外国企業の支店は、独立した法人格を有しない。

パラグアイに子会社たる現地法人を設立する場合の一般的な会社形態としては、2種類の会社が考えられる。即ち、1つは「株式会社」(S.A.)であり、もう1つは「有限責任会社」(S.R.L.)である。パラグアイで設立された大規模な会社の99%は、株式会社と有限責任会社のいずれかであるといわれている¹²。これらの会社の特徴は、表3のとおりである。

表3：パラグアイ法における主な会社の種類

名称	スペイン語	特徴
株式会社	Sociedad Anónima (S.A.)	原則として、株主の責任は出資額に限定される。最低資本金の制限は無いが、当該会社が予定している事業を行うにふさわしい規模の資本金とする必要がある。設立は、2人以上の発起人（自然人でも法人でもよい）により行われる必要がある。設立時に、株式の100%が引き受けられる必要がある。現金出資が50%以上である必要がある。定款により、数種の株式の発行や、株式譲渡にあたっての条件を規定することができる。取締役は、株主であってもなくてもよいし、パラグアイ人又はパラグアイに居住している外国人でもよい。取締役の任期は、定款に規定されていない限り、1会計年度である。
有限責任会社	Sociedad de Responsabilidad Limitada (S.R.L.)	原則として、出資者の責任は出資額に限定される。資本金は、Quotaと呼ばれる持分に分割され、少なくとも1000グアラニー又はその倍数である必要がある。最低資本金の制限は無いが、当該会社が予定している事業を行うにふさわしい規模の資本金とする必要がある。出資者は、自然人か法人か、パラグアイ居住者であるか否かを問わな

¹² 「Legal Aspects of Doing Business in Latin America」(JURIS、2017年)の「Paraguay」3頁。

		<p>い。出資者は、2人以上25人以下でなければならない。設立時に、持分の100%が引き受けられ、かつ50%以上が払い込まれる必要がある（残りも、2年以内に払い込まれる必要がある）。持分を第三者に譲渡するためには、原則として、他の出資者の同意を要する。</p>
--	--	--

IV 民事訴訟法

パラグアイの通常の司法裁判所の系列には、①第一審裁判所（刑事裁判所、民商事裁判所、労働裁判所、青少年裁判所）、②上訴裁判所、及び③最高裁判所がある。第一審裁判所及び上訴裁判所は、パラグアイの各地に設置されている。最高裁判所は首都アスンシオンに所在する。

パラグアイの民事訴訟は、訴訟手続期間が長いという問題があり、第一審で約2年間、第二審で約5年間かかると言われている¹³。

商取引に関する紛争解決手段としては、仲裁の利用が検討されることも多い。パラグアイでは、1996年に、「パラグアイ調停仲裁センター」が開設された。パラグアイは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（いわゆる「ニューヨーク条約」）に加盟しており、UNCITRALモデル法に準拠した近代的な仲裁法が2002年に施行されたこともあいまって、仲裁の利用も検討に値する。

V 刑事法

パラグアイは、大麻（マリファナ）の一大生産拠点となっており、全世界の大麻生産の9%のシェアを占めている。パラグアイ国民の大麻使用者の構成比は1%にも満たないが、周りを外国に囲まれた農業国であるパラグアイの農業従事者は、リスクはあるが、大豆を生産するよりも、大麻を生産して輸出した方が儲かると考え、大麻の生産・輸出に傾きやすい¹⁴。

パラグアイの刑事システム自体も、①司法機関関係者（警察官、検察官、裁判官等）の腐敗・汚職の問題、②訴訟遅延の問題、③刑務所が超過密状態にあり、食品・医薬品等が不足して衛生状態が悪いこと等、多くの問題を抱えている。

¹³ 特許庁ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「パラグアイ」の「侵害ガイド」25頁。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

¹⁴

<https://www.thecannabist.co/2017/08/17/paraguay-marijuana-growing-violence/86323/>

上記の訴訟遅延の問題に関して、パラグアイの 2000 年刑事訴訟法典は、全ての被告人のために、迅速に口頭審理を行うことを要求している。検察官が、拘束された被疑者を起訴する場合、期限は 180 日以内とされている。陪審による審理はなく、裁判官が有罪か無罪かを決定する。

VI 参考資料

以上、パラグアイ法の概要を簡単に紹介してきたが、パラグアイ法については、日本語の文献・論文等は非常に少ない。英語で紹介・解説した文献は、インターネット上に、ある程度存在する。パラグアイ法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「A Guide to the Legal System and Legal Research in Paraguay」¹⁵等が参考になる。

パラグアイの法令は、スペイン語で記述されており、また、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、前述したように、アルゼンチン及びブラジルに隣接し、メルコスール加盟国であるパラグアイの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、パラグアイの法制度の動向については引き続き注視していく必要があるだろう。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.46 No.2』（国際商事法研究所、2018 年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第 10 回 パラグアイ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁵ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Paraguay1.html>